

## 融資あっせん制度の拡充

中東情勢の緊迫化に伴う原油価格や物流費、原材料価格の上昇等により、区内の中小企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しており、事業継続に必要な資金需要の増加が見込まれます。

また、区では、こうした影響を把握するため、中小企業に対してプッシュ型で中小企業診断士を派遣し訪問による聞き取りを実施しており、その中で原材料費等の高騰による経営への懸念の声が確認されています。

こうした状況を踏まえ、**緊急支援融資及び経営改善融資の融資限度額を引上げ**、区内事業者の資金繰りを強力に支援します。

### 1 事業概要

#### (1) 融資限度額引き上げの概要

融資限度額の上項目	緊急支援融資 (セーフティーネット1～6号)	経営改善融資
対象者	国のセーフティーネット保証1～6号の認定を受けた事業者	中小企業 (セーフティーネット認定不要) ※
融資限度額	現行 2,000万円 → <b>改正後 3,000万円</b>	現行 1,000万円 → <b>改正後 2,000万円</b>
本人負担率	年0.1%	年0.3%
貸付期間	7年以内(設備資金は8年以内)	5年以内

※ ただし、売上条件や区の商工相談により、経営改善計画書を作成していること等の条件あり。

#### (2) 運用開始日(予定)

令和8年7月1日(水曜)

#### (3) 事業の効果や特徴

- ・国のセーフティネット保証の認定対象外の中小企業も含め、幅広い資金需要に対応
- ・原材料価格や光熱費の上昇に伴う運転資金需要の増加に対応し、資金不足による事業活動の停滞を防止
- ・仕入や外注に必要な資金を従来以上に確保し、資金制約による受注見送りを防ぎ、売上の維持・確保に寄与

### 2 補正予算額

5,581万円

#### 【問合せ先】

産業振興課長

電話：03-6435-4718



つながる港、つなげる未来

港区は令和9年3月15日に  
区政80周年を迎えます